

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月30日
【発行者の名称】	ウェッジ株式会社 (Wedge Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋田 正人
【本店の所在の場所】	京都府京都市南区吉祥院清水町2番地
【電話番号】	075-634-8791 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 水田 晃司
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ウェッジ株式会社 https://www.aaa-wedge.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第28期 (中間)	第29期 (中間)	第27期	第28期
会計期間	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	1,160,788	1,185,128	2,203,746	2,352,999
経常利益 (千円)	31,884	41,302	82,817	72,470
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	19,302	27,498	58,950	53,248
中間包括利益又は包括 利益 (千円)	△8,908	37,254	100,744	9,312
純資産額 (千円)	504,496	556,005	513,405	522,717
総資産額 (千円)	2,154,190	1,965,332	2,171,170	2,167,358
1株当たり純資産額 (円)	1,227.49	1,352.81	1,249.16	1,271.82
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	9.65 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	46.96	66.91	148.79	129.56
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.4	28.3	23.6	24.1
自己資本利益率 (%)	3.8	5.1	13.5	10.3
株価収益率 (倍)	—	38.4	—	19.8
配当性向 (%)	—	—	—	7.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△139,688	45,201	△45,003	△1,080
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△35,623	△4,494	△5,035	△7,887
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	116,808	△182,044	33,330	59,792
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	809,120	777,112	867,625	918,449
従業員数 (名)	77	69	73	71

- (注) 1 当社は、第28期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前の連結経営指標等については記載しておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 当社株式は、2024年9月24日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、第28期(中間)及び第27期の株価収益率については記載しておりません。
- 4 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分10未満であるため記載を省略しております。
- 5 第27期の連結財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第28期の連結財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人の監査を受けております。第28期(中間)の中間連結財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3

項の規定に基づき、ひかり監査法人の中間監査を受けております。また、第29期(中間)の中間連結財務諸表については「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ひかり監査法人の期中レビューを受けております。

- 6 当社は、2024年5月30日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月11日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行いました。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算出しております。
- 7 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。なお、これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及びその関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

区分	従業員数(名)
無線機関連事業	69
合計	69

- (注) 1 当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。
- 2 従業員数は、就業人員であります。
- 3 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

区分	従業員数(名)
無線機関連事業	69
合計	69

- (注) 1 当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。
- 2 従業員数は、就業人員であります。
- 3 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加等の影響により、全体としては緩やかな回復基調を維持しつつも、生活必需品を中心とした物価高が消費者マインドに影響を与えています。

一方で、中東情勢の長期化といった地政学的な緊張等に伴う原材料・エネルギー価格の高騰や、為替相場の変動による物価上昇は依然として継続しており、また、米国の通商政策等による景気の下振れリスクが高まるなど、わが国及び世界経済の先行きが不透明な状況が続いております。

こうした経済環境のもと、当社グループにおきましては、大阪・関西万博など大型イベントの開催効果もあり、無線機レンタルの売上高が好調に推移いたしました。さらに、レンタル会社向けの商材として、IP無線機やデジタル簡易無線登録局の販売も堅調に推移しております。

一方で、メーカーからの仕入価格の上昇が続いており、売上総利益は前年同期比2.6%減と伸び悩みました。しかしながら、社内におけるDXの推進により業務の効率化・生産性の向上が進み、販売費及び一般管理費は前年同期比4.7%減に抑制されました。その結果、当中間連結会計期間は増収増益となりました。

以上の結果、売上高は1,185,128千円（前年同期比2.1%増）、営業利益は43,492千円（同22.5%増）、経常利益は41,302千円（同29.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は27,498千円（同42.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は777,112千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は45,201千円となりました。これは主に、仕入債務の減少額36,988千円、未収消費税等の増加額及び未払消費税等の減少額14,908千円、法人税等の支払額12,548千円による資金の減少があったものの、税金等調整前中間純利益の計上41,302千円、売上債権の減少額42,420千円、棚卸資産の減少額32,426千円による資金の増加があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は4,494千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得により4,187千円の支出があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は182,044千円となりました。これは主に、長期借入れにより50,000千円の収入があったものの、短期借入金の純減額50,000千円、社債の償還及び長期借入金の返済により176,578千円の支出があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 仕入実績

区分	仕入高(千円)	前年同期比(%)
無線機関連事業	693,953	93.8
合計	693,953	93.8

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
商品の販売	1,044,709	102.0
無線機レンタル	121,467	104.9
修理・保守サービス	18,951	93.1
合計	1,185,128	102.1

(注) 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviserとの契約について)

当社は株式会社東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年11月20日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(J-Adviser 契約解除に関する条項)

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当

該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。
 - イ 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - ロ 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。
 - イ TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - ロ 前aのイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同ロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のイ又はロに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - イ TOKYO PRO Market の上場株券等
 - ロ 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承

認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa 又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次のa からg までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項につ

いて種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約に繋がる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当中間連結会計期間末の資産合計は1,965,332千円（前期末比202,026千円減）となりました。

これは主に、投資有価証券が保有株式の時価上昇により15,326千円増加したものの、現金及び預金が141,336千円減少、売掛金が回収の進捗により43,677千円減少、商品が仕入減により32,594千円減少したことによるものです。

(負債の部)

当中間連結会計期間末の負債合計は1,409,327千円（前期末比235,314千円減）となりました。

これは主に短期借入金が返済により50,000千円減少、社債が償還により50,000千円減少、長期借入金が返済超過により76,578千円減少、買掛金が商品の仕入減により36,988千円減少したことによるものです。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末の純資産合計は556,005千円（前期末比33,288千円増）となりました。

これは主に親会社株主に帰属する中間純利益を27,498千円計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,644,000	1,233,000	411,000	411,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利の内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,644,000	1,233,000	411,000	411,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	411,000	—	50,000	—	3,714

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
秋田 正人	京都府京都市北区	356,900	86.84
アイコム株式会社	大阪府大阪市平野区加美南一丁目1番32号	30,100	7.32
秋田 里加	京都府京都市北区	24,000	5.84
計	—	411,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 411,000	4,110	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	411,000	—	—
総株主の議決権	—	4,110	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2 2025年1月から6月は売買実績がないため、記載しておりません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動はありません。なお、当中間連結会計期間経過後、当発行者情報提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
常務取締役	坂本 竜太	2025年8月4日

(2) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役	常務取締役	清水 亮	2025年9月12日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性4名 女性一名（役員のうち女性の比率 一％）

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	918,449	777,112
受取手形	※ 3,654	※ 636
売掛金	240,667	196,990
電子記録債権	※ 785	※ 5,060
商品	699,260	666,665
貯蔵品	2,181	2,349
その他	13,897	16,337
貸倒引当金	△439	△52
流動資産合計	1,878,457	1,665,100
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,058	4,953
車両運搬具（純額）	7,127	5,560
土地	7,389	7,389
その他（純額）	2,533	3,460
有形固定資産合計	21,108	21,365
無形固定資産	7,390	7,166
投資その他の資産		
投資有価証券	217,961	233,287
繰延税金資産	12,085	8,807
その他	38,311	32,321
貸倒引当金	△7,956	△2,715
投資その他の資産合計	260,402	271,700
固定資産合計	288,901	300,232
資産合計	2,167,358	1,965,332

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	118,750	81,762
短期借入金	300,000	250,000
1年内償還予定の社債	50,000	—
1年内返済予定の長期借入金	217,332	214,077
未払法人税等	13,566	14,262
契約負債	3,731	2,318
その他	106,247	80,890
流動負債合計	809,628	643,310
固定負債		
社債	150,000	150,000
長期借入金	635,659	562,336
退職給付に係る負債	48,055	51,315
繰延税金負債	1,298	2,365
固定負債合計	835,013	766,016
負債合計	1,644,641	1,409,327
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	56,127	56,127
利益剰余金	400,292	423,824
株主資本合計	506,420	529,952
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,297	26,052
その他の包括利益累計額合計	16,297	26,052
純資産合計	522,717	556,005
負債純資産合計	2,167,358	1,965,332

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
売上高	1,160,788	1,185,128
売上原価	684,692	721,627
売上総利益	476,095	463,500
販売費及び一般管理費	※ 440,605	※ 420,007
営業利益	35,489	43,492
営業外収益		
受取利息	3	414
受取配当金	5,694	4,588
その他	591	91
営業外収益合計	6,289	5,094
営業外費用		
支払利息	4,455	5,649
貸倒引当金繰入額	5,439	17
コミットメントライン手数料	—	1,500
その他	—	117
営業外費用合計	9,894	7,284
経常利益	31,884	41,302
特別利益		
固定資産売却益	2,064	—
特別利益合計	2,064	—
税金等調整前中間純利益	33,949	41,302
法人税、住民税及び事業税	22,776	15,029
法人税等調整額	△8,129	△1,225
法人税等合計	14,646	13,804
中間純利益	19,302	27,498
非支配株主に帰属する中間純利益	—	—
親会社株主に帰属する中間純利益	19,302	27,498

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純利益	19,302	27,498
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△28,211	9,755
その他の包括利益合計	△28,211	9,755
中間包括利益	△8,908	37,254
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△8,908	37,254
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	33,949	41,302
減価償却費	3,085	4,353
貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,507	△5,627
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	5,260	3,259
受取利息及び受取配当金	△5,697	△5,002
支払利息	4,455	5,649
固定資産売却損益(△は益)	△2,064	—
売上債権の増減額(△は増加)	8,741	42,420
棚卸資産の増減額(△は増加)	△54,210	32,426
仕入債務の増減額(△は減少)	△129,130	△36,988
その他	4,346	△24,034
小計	△125,757	57,759
利息及び配当金の受取額	5,697	5,002
利息の支払額	△3,239	△5,012
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△16,389	△12,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	△139,688	45,201
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,970	△4,187
有形固定資産の売却による収入	1,883	—
無形固定資産の取得による支出	△2,655	△176
その他	1,118	△130
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,623	△4,494
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	—	△50,000
長期借入れによる収入	430,000	50,000
長期借入金の返済による支出	△304,192	△126,578
社債の償還による支出	△9,000	△50,000
配当金の支払額	—	△3,966
その他	—	△1,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,808	△182,044
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△58,504	△141,336
現金及び現金同等物の期首残高	867,625	918,449
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 809,120	※ 777,112

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 中間連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理

中間連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって処理しております。なお、前連結会計年度末日及び当中間連結会計期間末日において、期末日満期手形及び電子記録債権はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給料手当及び賞与	146,701	134,123
退職給付費用	5,260	4,951

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(単位：千円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	809,120	777,112
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	809,120	777,112

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1 配当支払金額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日	普通株式	利益剰余金	3,966	9.65	2024年12月31日	2025年3月27日

- 2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、無線機関連事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
商品の販売	1,024,613	1,044,709
修理・保守サービス	20,346	18,951
顧客との契約から生じる収益	1,044,960	1,063,660
その他の収益(注)	115,828	121,467
外部顧客への売上高	1,160,788	1,185,128

(注)「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる無線機レンタルの収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	46.96円	66.91円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	19,302	27,498
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	19,302	27,498
普通株式の期中平均株式数(株)	411,000	411,000

(注) 1 2024年5月30日開催の取締役会決議に基づき、2024年7月11日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月30日

ウェッジ株式会社
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 寺 雄 二
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岩 永 憲 秀
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェッジ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェッジ株式会社及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。